

令和3年度相馬地方障がい者差別解消講演会

障害者差別解消法 求められる合理的配慮とは？



～サービス介助士の学び 障がいの捉え方について～

参加料

無料

- [日時] 令和3年11月24日(水) 14:00～15:30
- [会場] さくらホール(南相馬市鹿島区寺内字迎田22-1)
- [講師] 富樫正義 氏(日本ケアフィット共育機構)
- [対象者] 相馬地方に居住、通勤・通学している方
(感染対策のため、先着100名)

令和3年5月、障害者差別解消法が改正されました。改正法では、企業や店舗など民間事業者に対しても、「合理的配慮」が法的義務となります。合理的配慮とは何かを中心に、私たちがめざす共生社会についてご講演いただきます。合理的配慮について、一緒に考えてみませんか。

主催:相馬地方基幹相談支援センター拓
共催:相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村

お申込み
お問い合わせ

TEL 0244-26-7470 (平日:8:30～17:15)

FAX 0244-26-7471

MAIL kikansoma@amail.plala.or.jp 担当:菅野、伏見